



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第568号 令和5年3月31日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
3	個人情報保護に関する法律の施行に関する規程	
4	徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	
5	徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程	
6	徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程	
7	徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	

### 【企業局訓令】

番号	表題	担当課名
1	徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令	
2	徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令	

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
1	徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程	
2	徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程	

**【 病院局管理規程 】**

番 号	表 題	担当課名
3	個人情報保護に関する法律の施行に関する規程	
4	徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	
5	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	
6	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	
7	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	

**【 病院局訓令 】**

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令	

**【 教育委員会規則 】**

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	
5	徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則	
6	個人情報保護に関する法律の施行に関する規則	
7	徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則	
8	徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則	

【教育委員会告示】

番号	表	題	担当課名
2	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報	を定める件	

【教育委員会訓令】

番号	表	題	担当課名
1	職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令		
2	職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令		
3	情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令		
4	徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令		

【教育長訓令】

番号	表	題	担当課名
1	徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令		

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
	個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則		
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		
	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
		管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1		口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報をも定める件	

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
6		徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

## 徳島県企業管理規程第三号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 彦

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

### 附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県企業管理規程第十号）は、廃止する。

## 徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

程 徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第五項、第八条第一項第一号、第四項及び第六項並びに第十五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二の備考の6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同備考の7及び8中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の別表第二の備考の6の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二条第三項及び第四項、第三条第五項、第八条第一項、第四項及び第六項、第十五条並びに別表第二の備考の7及び8の規定を適用する。

## 徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの、法第二十八条の五第一項の規定により採用されたもの」を「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの」に改め、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項第一号及び第六項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十六条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第六号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

道路交通法第三条の規定による自動車の種類	運転免許取得後の運転経験年数
大型自動車	一年以上
中型自動車	一年以上
準中型自動車	一年以上
大型特殊自動車	一年以上
普通自動車	六月以上
大型自動二輪車	三月以上
普通自動二輪車	三月以上
小型特殊自動車	三月以上

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。



## 徳島県企業管理規程第七号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

徳島県企業局電気工作物保安規程（昭和十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「巡視、点検及び検査」を「巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保」に改める。

「第四章 電気工作物の巡視、点検及び検査」を「第四章 電気工作物の巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保」に改める。

第十一条の見出し中「検査の実施」の下に「並びに情報セキュリティの確保」を加え、同条第一項中「巡視、点検及び検査を行うものとする。」を「巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保を行うものとする。」に改め、同条に次の一号を加える。

#### 四 情報セキュリティの確保

電気工作物の保安を確保するため、局長が別に定めるところにより、情報セキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。

#### 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

# 徳島県企業局訓令第1号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十二号中「4 第十八条の規定による所属職員の職務に専念する義務の免除の承認（第一項第七号及び第十号に係るものを除く。）」を削る。

別表第二第十五号中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、第十六号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県企業管理規程第十号）」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和五年徳島県企業管理規程第三号）」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）第九条第二項」に改める。

別表第二の二第十三号中「徳島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、第十四号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則第九条第二項」に改める。

別表第三経営企画戦略課長の専決事項第十二号8中「（第一項第七号及び第十号に係るものに限る。）」を削る。

別表第五第十二号中「4 第十八条の規定による所属職員の職務に専念する義務の免除の承認（第一項第七号及び第十号に係るものを除く。）」を削り、同号5を4に改める。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第二号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「総務事務システム又は」を削り、同項に後段として次のただし書を加える。

ただし、局長が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつて、これに代えることができる。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表に次のように加える。

情報戦略センター長	中央病院	上司の命を受け、情報戦略センターに属する業務を 総括する。
-----------	------	----------------------------------

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七第二十五号中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十二条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、同表の第二十六号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第七号）」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和五年徳島県規則第七十八号）」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）第九条第二項」に改める。

別表第十一第四号中「徳島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、同表の第五号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第三号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第七号）は、廃止する。

## 徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第十三条第一項第一号、第四項及び第六項並びに第二十条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二の備考の6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同備考の7、8及び11の三中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の別表第二の備考の6の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二条第三項、第三条、第四条第二項、第十三条第一項、第四項及び第六項、第二十条並びに別表第二の備考の7、8及び11の三の規定を適用する。

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの、法第二十八条の五第一項」を、「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第四項中、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を、「第二十二条の四第一項」に改める。

第十条第一項第七号中、「専門看護師」を、「専門看護師、特定認定看護師」に改め、同条第七項中、「八百十円」を、「八百十円（待機時間が十八時間を超える場合にあっては千二百二十円、待機時間が五時間未満の場合にあっては四百十円）」に改め、同条第十項第一号中、「専門看護師」を、「専門看護師又は特定認定看護師」に、「二百五十円」を、「三百五十円」に改める。

第十七条第一項、第三項第一号及び第四項第一号中、「場合は」を、「場合には」に改める。  
 第二十三条の二中、「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第三項中、「令和五年三月三十一日」を、「令和六年三月三十一日」に改め、附則第七項中、「職員の受ける給料月額」を、「職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）」に改める。

別表第三中央病院の項中

副院長 事務局長	二種
医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種

を

副院長（医療安全担当） 副院長（診療部門担当） 副院長（働き方改革・経営担当） 事務局長	二種
---	----



副院長（地域連携・医療DX担当）

三種

12号の20。

医療局長

薬剤局長

医療技術局長

看護局長

事務局次長

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第五項中「職員の受ける」を「職員の」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第七号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

## 徳島県病院局訓令第一号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中「緩和ケアセンター」を 「緩和ケアセンター  
情報戦略センター」 に改める。

### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「同表の相当」を「それぞれ同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

課	室
学校教育課	学力向上推進室
人権教育課	いじめ問題等対策室

第六条の二第二号中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第九条第一項第二号、第十条第一項第二号及び第十一条第一項第四号中「学校」の下に「（幼稚園を含む。）」を加える。

第十一条第二項を削る。

第十六条中「相当下欄に掲げる」を「下欄に定める」に改め、同条の表全国高校総体推進室長の項を削り、同条の表政策調査幹の項の次に次のように加える。

企画幹	事務局又は必要な課等	上司の命を受け、特に命ぜられた委員会の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-----	------------	--

第十六条の表健康・食育推進幹の項中「健康・食育推進幹」を「防災・健康食育推進幹」に改め、「受け、」の下に「防災教育、安全教育、」を加える。

第十七条中「課長」の下に「（前条に規定する課長をいう。）」を、「室長」の下に「（同条に規定する室長をいう。）」を加える。

第三十三条第二項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第三十四条の見出し中「主幹等」を「企画幹等」に改め、同条中「相当下欄に掲げる」を「下欄に定める」に改め、同条の表主幹の項の前に次のように加える。

企画幹	上司の命を受け、特に命ぜられた当該教育機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-----	---

第三十五条を次のように改める。

（職員の駐在）

第三十五条 教育機関の長は、事務執行のため、必要と認める箇所に所属職員を駐在させ

ることができる。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

**第一条** 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正)

**第二条** 徳島県教職員互助団体に関する規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二号の四第一項の規定により採用された」に改める。

(徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

**第三条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の徳島県教職員互助団体に関する規則第二条第三号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定により採用された職員」とする。

## 徳島県教育委員会規則第六号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成十四年徳島県教育委員会規則第十  
六号）は、廃止する。



## 徳島県教育委員会規則第七号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

**第一条** 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削り、同条第三項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削る。

第九条第三項中「、総合的な学習の時間」を削り、同条第四項中「、道徳」を削る。

第三十一条の二第一項中「総合的な学習の時間及び」を削り、「各教科・科目、」を「各教科・科目及び」に改め、同条第二項中「、総合的な学習の時間」を削る。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

**第二条** 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「、総合的な学習の時間」を削る。

第十二条見出し中「休、退学等」を「休学等」に改め、同条中「退学」を「復学、退学、再入学」に改め、「転籍」の下に「、登校停止」を加える。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間及び」を削る。

第十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、「、総合的な学習の時間」を削る。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 徳島県教育委員会規則第八号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、学校」を「、徳島県立学校（分校を含む。以下「学校」という。）」に、「徳島県立学校（以下「学校」という。）（分校を含む。）」を「学校」に改める。

第五条を次のように改める。

（任期）

**第五条** 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第六条第三項中「又は」を「、又は」に、「その職務」を「、その職務」に改める。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第七条に次の一項を加える。

5 前項の規定により議事に参加することができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

第十一条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会告示第二号

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を次のように定め、令和五年四月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用する。

なお、平成十七年徳島県教育委員会告示第十五号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長

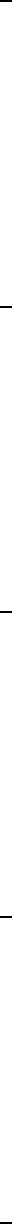
榎

浩

一

<p>口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目</p>	<p>試験等の名称</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる期間</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる場所</p>
<p>徳島県公立学校教員採用候補者選考審査</p>	<p>開示する内容</p> <p>科目別得点、総合得点及び総合順位（第一次審査及び第二次審査のそれぞれの不合格者に係るものに限る。）</p>	<p>第一次審査及び第二次審査のそれぞれの合格者発表の日の翌日から一月間</p>	<p>教育委員会事務局 教職員課</p>
<p>徳島県立学校実習 助手採用候補者選考審査</p>	<p>総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）</p>	<p>審査結果発表の日の翌日から一月間</p>	<p>教育委員会事務局 教職員課</p>
<p>徳島県立特別支援 学校寄宿舎指導員 採用候補者選考審</p>	<p>総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）</p>	<p>審査結果発表の日の翌日から一月間</p>	<p>教育委員会事務局 教職員課</p>





徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員」に、「指定医師の健康診断書及び市町村長の発行する身分証明書」を「及び医師の健康診断書」に改める。

別表の1の項及び同表の2の項を次のように改める。

<p>1 採用</p>		
<p>(1) 事務局関係</p>		
<p>イ 役付職員</p>	<p>氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（課等の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	<p>担当事務を指定する場合は，補職発令の役職名の次に「（何担当）」を付記するものとする。（以下同じ。）</p>
<p>ロ 一般職員</p>	<p>氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（職名）に補する （課等の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>(2) 教育機関（学校を除く。以下同じ。） 関係</p>	<p>氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>イ 役付職員</p>		
<p>ロ 一般職員</p>	<p>氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員，</p>	

	<p>専門職員) に任命する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等</p>	<p>氏 名 徳島県公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等</p>	<p>氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手) を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>ハ 講師等</p>	<p>氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県立何学校講師 (養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手) を命ずる ただし, その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
<p>ニ 事務職員等 (イ) 役付職員</p>	<p>氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する 任用期間満了の際は別に発令することなく その職を失うものとする</p>	
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>氏 名 徳島県公立学校事務職員 (技術職員) に任命する 徳島県立何学校 (役職名) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	

(4) 小・中学校関係 イ 校長等	徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する （職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県立何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校長（副校長，教頭，教員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする
ロ 講師等	
ハ 事務職員等	



	何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	
<p>2 昇任</p> <p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 ] 共通 イ 役付職員への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>(課等又は教育機関の名称, 役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>(職名) に補する (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	給料表の適用に異動がある場合は、「何級」を「何職給料表何級」とする。(以下同じ。)
<p>ロ その他</p> <p>(3) 県立学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>その職を免じ徳島県公立学校長 (副校長, 教頭) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校主任 寄宿舎指導員 (実習主任) を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等への昇任</p> <p>ハ、事務長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>(職名) に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)</p>	

<p>ロ 事務長等への昇任</p>	<p>) 公立学校長 (副校長, 教頭) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校長 (副校長, 教頭) に補する 何級に決定する 何号俸を給する 職 氏 名 その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村) ) ) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校 (職名) に補する 何級に決定する 何号俸を給する</p>	
-------------------	--	--

別表の5の項の種類欄及び昇任の条件欄を記入する。

<p>5 併任 (1) 役付職員  (2) 一般職員</p>	<p>他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (課等の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (教育機関の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (職名) に補する (課等の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない</p>	
<p>6 併任の解除</p>	<p>併任 職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事)</p>	

別表の6の項の種類欄及び昇任の条件欄を記入する。

	， 社会教育主事）の併任を免ずる 併任 職 氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員， 専門職員）の 併任を免ずる	
別表中7の項から9の項までの各この各のよびに定める。		
7 充て指導主事	他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等の名称， 役職名）に補する 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる 徳島県教育委員会事務局充て指導主事 氏 名	
8 充て指導主事の解除	徳島県教育委員会事務局充て指導主事 氏 名 本職を免ずる	
別表の10の項の種類の種及びその上の各の種を次のよびに定める。 回頁を回表の6の項と する。		
9 配置換え (1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 } 共 イ 役付職員 ロ 一般職員	職 氏 氏 名 （課等又は教育機関の名称， 役職名）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する） 職 氏 氏 名 （（職名）に補する） （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）	
(3) 県立学校関係 イ 校長等 ロ 主任寄宿舎指導 員等	職 氏 氏 名 徳島県立何学校長（副校長， 教頭， 主幹教諭， 指導教諭 ， 教諭， 養護教諭， 栄養教諭）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する） 氏 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員（寄宿舎指導員， 実習 主任， 実習助手， 講師， 養護助教諭）を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）	
ハ 事務職員		

<p>(イ) 役付職員</p> <p>(ロ) 一般職員</p> <p>(4) 小・中学校関係 イ 他市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>( (職名) に補する ) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のとおり)</p>
<p>(ロ) 事務職員等</p> <p>ロ 同市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校 (職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のとおり)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>(ロ) 事務職員等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校 (職名) に補する</p>

(何級に決定する)  
(何号俸を給する)  
別表の11の項を次のように改め、回頁を回表の10の項とする。

10 兼務			
(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 ] 共通 イ 役付職員	職 氏 名 (課等又は教育機関の名称、役職名) に兼ねて補する 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称、役職名) 兼 (課等又は教育機関の名称、役職名) に補する	同一辞令によつて同一機関内の役付職を兼務する場合、兼務役職名の課等又は教育機関名を省略することができる。	
(3) 県立学校関係 イ 校長等	職 氏 名 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に兼ねて補する 職 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手, 講師, 養護助教諭) 兼務を命ずる		
ロ 主任寄宿舎指導員等 ハ、事務職員等 (イ) 役付職員 (ロ) 一般職員 (ハ) 技能労務職員	職 氏 名 徳島県立何学校 (役職名) に兼ねて補する 職 氏 名 徳島県立何学校兼務を命ずる 徳島県立何学校 (職名) 兼務を命ずる		
(4) 小・中学校関係 イ 校長等	職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に兼ねて補する		
ロ 講師等	職 氏 名		

別表の12の項の種類欄及び第12の項の職名欄を次のように定める。 回頁を回表の11の頁とする。

<p>ハ 事務職員等</p>	<p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭） 兼務を命ずる （ただし、その期間は何年何月何日までとする）</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校兼務を命ずる</p>	
<p>11 兼務の解除</p>		
<p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 イ 役付職員</p>	<p>共 通</p> <p>職 氏 名</p> <p>（課等又は教育機関の名称、役職名）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 一般職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>（課等又は教育機関の名称）兼務を免ずる</p>	
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 主任寄宿舍指導員等</p>	<p>徳島県立何学校主任寄宿舍指導員（寄宿舍指導員，実習主任，実習助手，講師，養護助教諭）兼務を免ずる</p>	
<p>ハ 事務職員等 (イ) 役付職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校（役職名）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校兼務を免ずる</p>	
<p>(ハ) 技能労務職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校（職名）兼務を免ずる</p>	
<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 講師等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）兼務を免ずる</p>	
<p>ハ 事務職員等</p>	<p>職 氏 名</p>	



	(職名に補する) (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)		
(3) 県立学校関係			
イ 校長等	休職 職 復職を命ずる 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ 主任寄宿舎指導員等	休職 職 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ハ 事務職員等			
イ) 役付職員	休職 職 復職を命ずる 徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ) 一般職員	休職 職 復職を命ずる ( (職名) に補する) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ハ) 技能労務職員	休職 職 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
(4) 小・中学校関係			
イ 校長等	休職 職 復職を命ずる 徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ 事務職員等	休職 職	氏 名	



復職を命ずる  
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

別表の21の項の種類の欄及び発令の形式の欄を次のように改め、回頁を回表の20の項とする。

20 降任

- (1) 事務局関係  
(2) 教育機関関係 } 共通

イ 役付職員から役付職員

職 氏 名  
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（課等又は教育機関の名称、役職名）に補する（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

ロ 役付職員から一般職員

職 氏 名  
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（職名）に補する  
（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

ハ 一般職員から一般職員

職 氏 名  
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（職名）を免じ（職名）に補する（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

(3) 県立学校関係

職 氏 名  
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県公立学校副校長（教頭，教員）に任命する  
徳島県立何学校副校長（教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づきその職を免じ徳島県立何学校寄宿舎指導員（実習助手）を命ずる

	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ徳島県立何学校(役職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ(職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(職名)を免じ(職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>(4) 小・中学校関係</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校副校長(教頭, 教員)に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校副校長(教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校事務職員(栄養職員)に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>別表中22の項を21の項として 23 管理監督職勤務上限 年齢による降任等</p>	<p>23の項を22の項として、同項の次に次のように加える。</p>

(1) 降任等

イ 事務局関係  
ロ 教育機関関係】共通

(イ) 役付職員から  
役付職員

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に  
基づき(課等又は教育機関の名称, 役職名  
)を免じ(課等又は教育機関の名称, 役職  
名)に補する

(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

(ロ) 役付職員から  
一般職員

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に  
基づき(課等又は教育機関の名称, 役職名  
)を免じ(職名)に補する  
(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

ハ 県立学校関係

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に  
基づき本職を免じ徳島県公立学校教員に任  
命する  
徳島県立何学校主幹教諭(指導教諭, 教諭  
, 養護教諭, 栄養教諭)に補する  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に  
基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ徳  
島県立何学校(役職名)に補する  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に  
基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ(職  
名)に補する  
徳島県立何学校勤務を命ずる  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

ニ 小・中学校関係

職 氏 名  
地方公務員法第28条の2第1項の規定に

	<p>に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教員に任命する  徳島県何市（何郡何町（村））何学校主幹教諭（指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する  （何級に決定する）  （何号俸を給する）</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する  徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する  （何級に決定する）  （何号俸を給する）</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の5第何項の規定に基づき異動期間を何年何月何日まで延長する</p>	
<p>41 定年前再任用短時間勤務職員  (1) 再任用  イ 事務局関係  (イ) 役付職員</p> <p style="text-align: center;">(ロ) 一般職員</p>	<p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する  1週間当たり何時間何分勤務とする  （課等の名称，役職名）に補する  何職給料表何級に決定する  任期は何年何月何日までとする</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する  1週間当たり何時間何分勤務とする  （職名）に補する</p>	

別表中41の項を削り、40の項を2の項とし、39の項を次のように改め、回頁を41の項とする。

<p>ロ 教育機関関係 (イ) 役付職員</p>	<p>(課等の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき(教育機関の名称)事務職員(技術 職員, 専門職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (教育機関の名称, 役職名)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>ハ 県立学校関係 (イ) 教諭等</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県公立学校教員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭 )に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ロ) 寄宿舎指導員 等</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員(実習 助手)を命ずる 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ハ) 事務職員</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員</p>	<p>氏 名</p>

) に任命する  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
徳島県立何学校 (役職名) に補する  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

氏 名

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に  
基づき徳島県公立学校事務職員 (技術職員  
) に任命する

1 週間当たり何時間何分勤務とする  
(職名) に補する

徳島県立何学校勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する

任期は何年何月何日までとする

氏 名

(二) 技能労務職員

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に  
基づき徳島県立何学校 (職名) を命ずる  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

氏 名

ニ 小・中学校関係  
(イ) 教諭等

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に  
基づき徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 公立  
学校教員に任命する  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校教諭  
(養護教諭, 栄養教諭) に補する  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

氏 名

(ロ) 事務職員等

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に  
基づき徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 公立  
学校事務職員 (栄養職員) に任命する  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
徳島県何市 (何郡何町 (村) ) 何学校 (職  
名) に補する  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

職 氏 名

(3) 任期満了による退

第88条第2項中「公益的法人等への職員のパ遣等に関する条例第2条第1項」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項」と改め、同項を同表の99の項より、同表の57の項の欄及び発令の日付の欄を次のように改め、同項を同表の99の項より改め、

職	地方公務員法第22条の4第3項の規定による任期の満了により本職（その職）を免ずる
39 配偶者同行休業に伴う任期付採用職員 (1) 採用 イ 事務局関係	氏 名 地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する (職名) に補する (課等の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする
ロ 教育機関関係	氏 名 地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき(教育機関の名称) 事務職員（技術職員）に任命する(職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする
ハ、 県立学校関係 (イ) 講師等	氏 名 地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定に基づき徳島県立何学校講師（養護助教諭，寄宿舎指導員，実習助手）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする
(ロ) 事務職員	氏 名 地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する(職名) に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる

ニ 小・中学校関係 (イ) 講師等	何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(ロ) 事務職員等	地方公務員法第26条の6第7項第何号の規定に基づき 徳島県何市(何郡何町(村))何学校講師(養護助教諭) を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする	氏 名
(2) 任期の更新 イ 事務局関係 ロ 教育機関関係 } 共通	任期は何年何月何日までとする	職 氏 名
ハ 県立学校関係 (イ) 講師等	(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する	職 氏 名
(ロ) 事務職員	地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する (徳島県立何学校勤務を命ずる)	職 氏 名
ニ 小・中学校関係	地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する	職 氏 名
(3) 任期満了による退職	地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を 何年何月何日まで更新する	職 氏 名

別表の36の項の種類欄及び第45の第5の欄を次のように定める。 回頭を回表の38の項とする。

38 育児休業に伴う任期付採用職員



(1) 採用

イ 事務局関係

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(技術職員)に任命する  
(職名)に補する  
(課等の名称)勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する  
任期は何年何月何日までとする

ロ 教育機関関係

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき(教育機関の名称)事務職員(技術職員)に任命する  
(職名)に補する  
(教育機関の名称)勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する  
任期は何年何月何日までとする

ハ 県立学校関係

(イ) 講師等

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県立何学校講師(養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手)を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する  
任期は何年何月何日までとする

(ロ) 事務職員

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員)に任命する  
(職名)に補する  
徳島県立何学校勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する  
任期は何年何月何日までとする

ニ 小・中学校関係

(イ) 講師等

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校

<p>(ロ) 事務職員等</p> <p>ハ、 県立学校関係</p> <p>(イ) 講師等</p> <p>(ロ) 事務職員</p> <p>ニ 小・中学校関係</p> <p>(3) 任期満了による退職</p>	<p>講師（養護助教諭）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>職 氏 名</p> <p>（（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる） 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>（徳島県立何学校勤務を命ずる） 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定による任期の満了により本職（その職）を免ずる</p>
<p>37 産前産後休暇に伴う 任期付採用職員 (1) 県立学校関係</p>	<p>別表第55の頁を98の頁として 「何職の次に次のように定める。」</p> <p>氏 名</p> <p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基づき徳島県立何学校講師（養護助教諭，寄宿舎指導員，実習助手）を命ずる 何職給料表何級に決定する</p>



(5) 定年退職の特例の 期限の到来	職 氏 名 地方公務員法第28条の7第何項の規定に 基づく定年退職の特例の期限の到来により 本職を免ずる	
-----------------------	---	--

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員に交付する辞令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例示によるものとする。

種 類	発 令 の 形 式	摘 要
暫定再任用職員 1 再任用 (1) 事務局関係 イ 役付職員 ロ 一般職員	氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （課等の名称、役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする 氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する	勤務形態が常時勤務の場合には、1週間当たりの勤務時間を記載しないものとする。（以下同じ。） 担当事務を指定する場合は、補職発令の役職名の次に「（何担当）」を付記するものとする。（以下同じ。）
(2) 教育機関関係 イ 役付職員	氏 名 1 週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する （課等の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする	

<p>ロ 一般職員</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>(3) 県立学校関係 イ 教諭等</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校教員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>ロ 寄宿舎指導員 等</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員（実習助手）を命ずる 1 週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>ハ 事務職員等</p>	<p></p>

<p>(イ) 役付職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校勤務を命ずる</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ハ) 技能労務職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（職名）を命ずる</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(4) 小・中学校関係 イ 教諭等</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教諭に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>

ロ 事務職員等

氏 名

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する  
1週間当たり何時間何分勤務とする  
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

2 任期の更新

- (1) 事務局関係  
(2) 教育機関関係 } 共通

イ 役付職員

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）  
（課等又は教育機関の名称、役職名）に補する）  
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する

ロ 一般職員

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）  
（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる）  
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する

- (3) 県立学校関係

イ 教諭等

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）  
（徳島県立何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する）  
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項に

ロ 寄宿舎指導員等	<p>において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校寄宿舎指導員 (実習助手) を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
ハ 事務職員等 (イ) 役付職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (役職名) に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(ロ) 一般職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校勤務を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(ハ) 技能労務職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (職名) を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(4) 小・中学校関係 イ 教諭等	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする)</p>



<p>ロ 事務職員等</p> <p>4 任期満了による退職</p> <p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 (3) 県立学校関係           } 共通</p> <p>(4) 小・中学校関係</p>	<p>(徳島県何市(何郡何町(村))何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭)に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第何項(第6条第何項)の規定による任期の満了により本職を免ずる</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) (附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項(第6条第何項)の規定による任期の満了により本職を免ずる</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定による任期の満了により本職を免ずる</p>	
--	--	--

## 徳島県教育委員会訓令第二号

各 公 立 学 校

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

本則の第一号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、本則の第二号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用する。

## 徳島県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

(情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部改正)

**第一条** 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成元年徳島県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

本則の第三号中「徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)」を「個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、本則の第四号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則(平成十四年徳島県教育委員会規則第十六号)」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則(令和五年徳島県教育委員会規則第六号)」に、「徳島県個人情報保護条例の施行規則(平成十四年徳島県規則第七十八号) 第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年徳島県規則第十三号) 第九条第二項」に改める。

(徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正)

**第二条** 徳島県教育情報ネットワーク運営規程(平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「教職員は」を「教職員は、」に、「徳島県個人情報保護条例(平成十四年七月二十九日徳島県条例第四十三号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の関係法令等」に、「努め」を「努め、」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第二教職員課の表第五項第二十九号中「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に、「及び」を「又は」に改める。

別表第二福利厚生課の表第五項第十一号中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同項第十七号中「第十九条」を「第十九条第二項」に改める。

別表第二人権教育課の表第六項第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条」に改める。

別表第二生涯学習課の表第一項第一号を次のように改める。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 法第五条第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する基本構想の作成について協議すること及び同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により公表すること。 | 教育長 |
|--|-----|

別表第二生涯学習課の表第一項第二号を削り、同表第二項第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条」に改め、同項第四号中「実施する」を「行う」に改め、同表第四項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同表第五項中「（昭和二十四年法律第二百七号）」を削り、同項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「の規定」を「において準用する法第九条の六の規定」に、「公民館職員」を「公民館の職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第十三号中「博物館学芸員の無試験認定の受験者」を「学芸員の審査認定を受けることができる者」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

- |  |     |
|--|-----|
| 22 博物館法施行規則第二十三条第一項の規定により設置者から提出された指定申請書を受理すること。                       | 課長  |
| 23 博物館法施行規則第二十四条第一項第二号から第四号までに規定する基準を定めること。                            | 教育長 |
| 24 博物館法施行規則第二十五条の規定より設置者からの指定施設が同規則第二十四条第一項に規定する要件を備えなくなった旨の報告を受理すること。 | 課長  |
| 25 博物館法施行規則第二十六条の規定により指定施設に対し、必要な報告を求めること。                             | 課長  |

別表第二生涯学習課の表第五項第十二号中「第二十九条」を「第三十一条第四項」に、「博物館に相当する施設に対して」を「設置者に対し」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十一号中「第二十八条」を「第三十条」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

17 博物館法第三十一条第一項第二号の規定により博物館に相当する施設として指定すること。

18 博物館法第三十一条第二項の規定により指定施設についての指定を取り消すこと。

19 博物館法第三十一条第三項の規定により博物館に相当する施設として指定又は指定の取消しをした旨を公表すること。

別表第二生涯学習課の表第五項第十号中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「対して」を「対し」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第九号中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館の」を削り、「廃止届」を「廃止の届出」に、「当該博物館に係る」を「当該届出に係る博物館の」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第八号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「設置者の変更等の」を「変更の」に、「登録事項」を「当該届出に係る登録事項」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

10 博物館法第十六条の規定より設置者から提出された博物館の運営の状況に関する定期報告を受理すること。

11 博物館法第十七条の規定により設置者に対し、博物館の運営の状況に関する報告又は資料の提出を求めること。

12 博物館法第十八条第一項の規定により設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、及び同条第二項の規定により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二生涯学習課の表第五項第六号中「第十二条の規定により登録要件を備えているかどうかを審査し、及び登録を行なうとともに、その旨を当該申請者に通知し、又は登録しない旨」を「第十三条及び博物館の登録に関する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第三号）第三条の規定により登録の申請内容を審査し、博物館法第十一条の登録を行い、及び同法第十四条第二項の規定によりその旨」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 博物館法第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第三項又は第二十条第二項の規定により博物館の登録、変更登録、登録の取消し又は登録の抹消をした旨を公表すること。

別表第二生涯学習課の表第五項第五号の次に次の一号を加える。

6 博物館法第十三条第一項第三号から第五号までに規定する基準を定めること。

別表第四全国高校総体推進室の表を削る。

## 附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則一 二十一

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（規則一九）は、廃止する。



給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百八・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百二十九・五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六（一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

政策調査幹
推進幹

を

政策調査幹
企画幹
推進幹

上席政策調査幹

上席政策調査
困難な業務を

幹
行う企画幹

教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長
------------	-----------------

教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長	困難な業務を行う企画幹
------------	-----------------	-------------

に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百八・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の八十八・五」に改める。

第二十七条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百八・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百二十九・五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「二十一世紀館長」を「二十一世紀館長  
保健福祉部副部長（知事が指定

する者に限る。）」「に、「部等の副部長」を「部等の副部長（保健福祉部副部長（区分が  
一種である者に限る。）を除く。）」に改め、同表教育委員会の項職の欄中「政策調査幹  
」を「政策調査幹  
企画幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県人事委員会告示第一号

個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報について、令和五年四月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用し、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する件（平成十四年徳島県人事委員会告示第十三号）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

<p>口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目</p>	<p>試験等に係る保有個人情報の内容</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる期間</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる場所</p>
<p>試験等の名称</p> <p>職員採用試験（大学卒業程度） 職員採用試験（短期大学卒業程度） 職員採用試験（高等学校卒業程度） 職員採用試験（民間企業等職務経験者） 職員採用試験（就職氷河期世代） 市町村立小・中学校職員採用試験（大学卒業程度） 市町村立小・中学校職員採用試験（短期大学卒業程度） 市町村立小・中学校職員採用試験（高等学校卒業程度） 警察官採用試験</p>	<p>総合得点、試験種目別得点及び総合順位</p> <p>徳島県警察官を志望した者に係る試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次試験及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの不合格者に限る。）</p>	<p>徳島県人事委員会事務局</p>
<p>障がい者を対象とした職員採用選考者</p>	<p>総合得点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次選考及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの不合格者に限る。）</p>	

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 運転者及び使用者等の遵守事項（第14条 第17条の 4）」を「第 4 章 第 4 章

運転者及び使用者等の遵守事項（第14条 - 第17条の 4）

の 2 遠隔操作による通行の届出及び特定自動運行の許可に関する申請等（第17条の 5 ・ 第17条の 6）」に改める。

第 3 条の 2 第 4 項中「には」を「の提出に当たっては」に、「添付」を「提示」に改める。

第 4 条第 4 項中「添付書類」を「提示書類」に改める。

第 4 条の 2 第 3 項中「には」を「の提出に当たっては」に、「添付」を「提示」に改める。

第17条の 4 の次に次の一章を加える。

第 4 章の 2 遠隔操作による通行の届出及び特定自動運行の許可に関する申請等（遠隔操作による通行の届出）

第17条の 5 法第15条の 3 第 1 項の規定に基づく公安委員会への遠隔操作による通行の届出は、徳島県警察本部交通部交通規制課長（次条第 1 項において「交通規制課長」という。）を経由して行うものとする。

（特定自動運行の許可に関する申請等）

第17条の 6 特定自動運行の許可に係る次の各号に掲げる公安委員会への申請又は届出は、交通規制課長を経由して行うものとする。

- (1) 法第75条の12第 1 項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請
- (2) 法第75条の16第 1 項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請
- (3) 法第75条の16第 3 項又は第 4 項の規定に基づく変更の届出

2 前項第 1 号及び第 2 号の申請に当たっては、特定自動運行許可申請手数料納付書（別記様式第10号の 7）を提出するものとする。

別記様式第10号の 6 の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



別記様式第10号の7（第17条の6関係）

申請区分		手数料
1		特定自動運行の許可の申請
2		特定自動運行計画の変更の許可の申請
手数料		

特定自動運行許可申請手数料納付書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏名又は名称

道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に係る手数料又は同法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に係る手数料を納付します。

備考 申請区分に応じた番号に丸印を付けること